

# コロンビアにおける資金調達法の概要

(2019年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 Gallego Abogados SAS に作成委託し、2019年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Gallego Abogados SAS は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Gallego Abogados SAS が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：[CBO@jetro.go.jp](mailto:CBO@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. 概要.....	1
2. 所得税.....	1
3. コロンビア持ち株会社（CHC: Compañías Holding Colombianas） .....	6
4. 付加価値税.....	6
5. 消費税.....	7

# コロンビアにおける資金調達法の概要

## 1. 概要

イバン・ドゥケ大統領は選挙期間中から、経済政策に関する公約として法人税の引き下げと雇用創出を宣言してきた。2018年8月7日に大統領就任後、大蔵・公債省が11月半ばに資金調達法の草案を議会に提出した。

最初の草案は最終文書よりも野心的な内容で、次のことを目的としていた。(i) 2019年国家予算で承認されたプログラムのための資金を保証する。(ii) 財政の安定性を中期的に保証する。(iii) 経済再活性化のために税負担を軽減する。(iv) より大きな進歩と所得分配を達成する。(v) 経済形成を促進するために税制を簡素化する。

しかしこの草案には、IVA（付加価値税）の課税対象を生活必需品に広げ、低所得層に対しては払い戻し仕組みや、固定資産税率の引き上げなどが含まれていたことから、広く批判を浴びることとなった。

これを受け政府は、最も批判が強かった箇所を削除した法案の第二弾を、2018年12月に提出し、12月28日に承認された。

## 2. 所得税

### a. 法人税

#### i. 税率

2019年の法人税率は33%。2020年から2022年にかけて毎年1%ずつ引き下げられる。

年	法人税率
2019	33%
2020	32%
2021	31%
2022	30%

所得が12万 UVT (Unidad de Valor Tributario) <sup>(注1)</sup> を超える金融機関においては、以下の上乗せ課税が課される。

年	法人税率	上乗せ税率
2019	33%	4%
2020	32%	3%
2021	31%	3%
2022	30%	N.A.

注1：UVT (Unidad de Valor Tributario) は、課税基準単位。課税対象額や範囲を金額表示ではなく単位表示として制度化したもので、消費者物価指数の変動に基づいて毎年調整される。2019年は1UVT=3万4,270ペソである。

## ii. 推定所得システム

推定所得システムとは、納税者が有する流動資産を生産的な推定所得とみなし、課税するシステムである。税率は 2021 年にかけて段階的に引き下げられる。

年	税率
2018	3.5%
2019-2020	1.5%
2021	0%

## iii. メガ投資

メガ投資は、次のような税制優遇を受ける。(i) 20 年間、法人税率は 27%。(ii) 推定所得システムの適用外となる。(iii) 配当税の課税対象外となる。(iv) 固定資産税の課税対象外となる。(v) 最低 2 年間の資産の減価償却。(vi) 投資の 0.75%相当額の支払いを条件として、最長 20 年間の税固定契約を締結できる。

上記優遇を受けられる条件は以下のとおりである。(i) 2024 年 1 月 1 日以前に投資を実行する。(ii) 250 人を直接雇用する。(iii) 3,000 万 UVT 以上 (1 兆 281 億ペソ) の新規投資を行う。(iv) 最長 5 年間の生産的投資を行う。(v) 産業、商業、サービスのいずれの分野の投資も認められるが、石油・ガスは認められない。(vi) 商工観光省から大型投資案件として認められていること。

## iv. ZOMAC

資金調達法第 71 条により、紛争によって最も影響を受けた地域 (ZOMAC: Zonas más afectadas por el Conflicto Armado) で経済的および社会的に重要なプロジェクトを実行する公的機関との協定を結ぶために、新しい条件が確立された。しかし、2019 年 6 月 30 日までに承認されるプロジェクトのために、以前の規定 (税法第 800-1 条) は 2019 年 6 月 30 日まで有効となる。

同じく、土地回復債権 (TRT: Títulos para la Renovación del Territorio) が作られた。これは、大蔵・公債省により発行された有価証券で、法人税の 50%までの支払いに用いることができる。

## v. 株式国際取引への影響

資金調達法は、コロンビア企業の株を間接的に譲渡することによる利益は、コロンビアの資産が直接譲渡されたときと同様に課税されると定めている。

売り主が、間接譲渡によって得られると推定される収入を、純利益またはキャピタルゲインとして税務申告で報告しなかった場合、コロンビアの従属会社は、未払税およびそれに対応する利息および罰金について、連帯して責任を負う。

買い主が、取引が税務上問題であることを知っていた場合、買い主も連帯して責任を負う。

上記は、コロンビア資産が以下の場合には適用されない。(i) 証券取引所に上場されている株式。(ii) 単一の受益者によって20%以上を所有されていないか、または譲渡される外国企業が保有する総資産の帳簿価額と商業価格の両方の20%未満を占める場合。

vi. 恒久的施設および外国企業に適用される課税への影響

コロンビア国内のすべての恒久的施設および外国企業は、法人税および臨時利益税の課税対象となる。

同様に、源泉徴収の対象となっている恒久的施設に起因する利息、およびその他の費用、または経費の出所に対する要件として定められている。

vii. 外国送金

外国送金にかかる源泉税は下図のように改正された。

内容	2016年法律 第1819号	2018年法律 第1943号
コンサルタント、技術サービス、技術支援	15%	20%
映画フィルム使用料	15%	20%
ソフトウェア使用料	33%	20%
本社や事業所の管理サービス	15%	33%
簡易リース、手数料	15%	20%
無形資産使用料	15%	20%
1年以上のクレジットの利子	15%	15%
1年未満のクレジットの利子	15%	15%
PPP（官民連携）スキームに基づく8年以上のインフラプロジェクトの融資に対する利子	5%	5%
再保険料の支払い	1%	1%
タックスヘイブンおよび非関係者への支払い	33~34%	33%
臨時利益	10%	10%
残存率	15%	15%

viii. 外国税額控除

資金調達法第81条により改正された税法第254条によると、外国税額控除については以下のとおりである。(i) コロンビアにおける所得税の非居住者納税者は、コロンビアでの納税額から居住地国で課税された税額を差し引く権利があることを明確にする。

(ii) 控除の限度額は、帰属所得、費用、経費を差し引いた後のコロンビアで支払う所得税額、および外国源泉の所得税額である。

ix. 租税条約と相互協議 (MAP: Procedimiento de Acuerdo Mutuo)

コロンビアが署名した租税条約に従い、納税者は国税庁 (DIAN) への正式な申請を通じて、相互協議 (MAP: Procedimiento de Acuerdo Mutuo) の申し立てを行うことができる。

## x. 控除

### a. 税額控除

資金調達法は原則として、納税者が課税年度または課税期間中に支払った、所得税以外で経済活動と関連のある税金について、100%控除できると定めている。ただし、以下の例外がある。(i) 金融取引税は50%まで控除可能。(ii) 固定資産税、標準化税 および不動産消費税は控除対象外。(iii) 工業・商業税については、2021年まで50%控除可能、2022年以降は100%控除可能。

### b. 過小資本

資金調達法の下では、以前は経済的関連の有無にかかわらず適用されていた過小資本に関する規則は、経済的関連のある場合のみ、直接または間接的に契約された借り入れに対して適用される。同様に、負債・資本比率も1:2の割合となり、損金算入可能な支払利子の合計額が減少する。

### c. 従業員教育費の損金算入

研修や教育推進へのインセンティブとして、企業が従業員やその世帯に支出した奨学金や助成金の全体または一部を損金算入できる。この制度は、7歳未満の子供向けの初等教育プログラムへの支払いまたは投資に適用される。これらは、企業によって従業員の子供向けに実施される。また、法人の経済活動の影響がある地域の初等教育機関への出資額も損金算入できる。

この種の支出は、労働者への間接的な支払いでないため、源泉徴収は行われず、従業員にとっては課税所得ではないことが明らかにされている。

## xi. 法人税免税

### a. オレンジ経済

資金調達法は、技術的付加価値やクリエイティブ活動に関連する産業の発展のために、次の要件を満たす場合、7年間の法人税免税を定めている。(i) コロンビア国内に居住しており、事業目的は技術的付加価値またはクリエイティブ活動とする。

(ii) 2021年12月31日までに設立し、事業を開始する。(iii) 税法第235-2条1項のc(資金調達法第79条により修正)に定められている活動を実施する。(iv) 最低3人の直接雇用。(v) 最低投資額を4,400UVT(1億5,078万8,000ペソ、1UVT=3万2,470ペソ)とし、最長3年間の投資を実施する。(vi) 投資プロジェクトの財政的実行可能性、適合性、および能力を、文化省のオレンジ経済委員会に提出する。フリートレードゾーンの利用者もこれらの要件を満たせば法人税非課税が適用される。

### b. 農村地帯への投資

資金調達法は、農業部門の生産性を高める投資について、次の要件を満たす場合、10年間の法人税免税を定めている。(i) 農業部門の生産性を高める投資を行う市町村に、本社または管理支部、オペレーション支部を設立する。(ii) 事業目的は農業部門の生産性を高める活動内容に限定する。(iii) 2021年12月31日までに設立し、事業を開始する。(iv) 最低10人の直接雇用。(v) 投資額は2万5,000UVT(8億1,175万ペソ)以内とし、最長6年間の投資を実施する。(vi) 投資プロジェクトを農業・地方開発省に提出する。

## xii. 減税

### a. 固定資産にかかる IVA (付加価値税)

資金調達法により、資本財の購入にかかる付加価値税免税は、炭化水素部門だけでなくすべてのセクターに適用されることになった。

この結果、固定資産の取得、建設、設立および輸入に対して支払われた IVA を、支払いが行われた年、または次の課税年度に還付を受けることが可能になる。

さらに、固定資産の取得、建設、設立および輸入がファイナンスリースやリース契約を通して行われた場合も、還付申告を行うことができる。

### b. 税還付の廃止

資金調達法第 84 条は、税法第 259-2 条を修正し、2019 年以降、以下を除く所得税の還付を廃止すると明記した。(i) 税法第 115 条で定められている、金融取引税の 50% 還付、工業・商業税の 2021 年までの 50% 還付、同税の 2022 年以降の 100% 還付。(ii) 外国で支払われた税 (税法第 254 条)。(iii) 環境管理または保護に関する投資 (同第 255 条)。(iv) 調査、技術開発またはイノベーションに関する投資 (同第 256 条)。(v) 特別税制に含まれる団体、非営利団体、公共図書館、および公立高等教育機関への寄付。(vi) 固定資産の輸入、設立、建設 (同第 258-1 条)。(vii) 上下水道サービスを提供する公益事業会社に対する減税 (2002 年法律第 788 号第 104 条)。(viii) 武力紛争の影響を最も受けた地域 (ZOMAC) の税金 (税法第 800-1 条)。

## xiii. 配当税

所得や臨時利益を構成しない収入からのコロンビア国内企業へ支払われた配当に対しては、税法第 49 条第 3 項に従い、所得に対する源泉徴収税として 7.5% が課される。これは、国内居住者あるいは国外居住の投資家へ譲渡可能である。

## xiv. 個人所得税

以前の分類は修正され、以下の 3 種類のみとなった。(i) 一般 (労働所得、資本、不労所得を含む。)(ii) 年金所得 (iii) 配当所得。各分類の所得の精査は税法第 26 条で定められた規則に従い個別に実施される。

税率は最大 39% で、課税所得が 8,670UVT (2 億 8,151 万 4,900 ペソ) 以上の個人が対象となる。

一方、就労所得の 25% を超えず、且つ 2,500UVT (8,117 万 5,000 ペソ) 以下の貯蓄制度への自発的な拠出は、所得や臨時利益を構成しない収入とみなされる。従って、定年退職または早期退職以外の目的での引き出しは課税対象所得とみなされ、引き出し時に 35% の源泉徴収が適用される。

失業手当については、年金基金に預託した瞬間から納税者の課税所得とみなされるため、労働者は最終的に税金を申告し納付しなければならない。

### 3. コロンビア持ち株会社 (CHC: Compañías Holding Colombianas)

資金調達法は、コロンビア持ち株会社に関する制度を定めた。これは、国内企業が対象となり証券の保有、国内外の企業や事業体への投資または株式の保有、または当該投資の管理を主な活動とする企業である。本制度の特典には以下のものがある。(i) 非居住企業からの配当は所得税免税となる。(ii) 非居住者である個人または企業への配当は、租税条約に従い外国源泉収入とみなされ、コロンビア国内では課税対象とならない。(iii) 外国企業からの配当は、工業・商業税および源泉税の対象外となる。(iv) 非居住企業への CHC の売却または権益譲渡から生じた所得は、所得税が免除され、臨時利益として報告される。

CHC 制度適用対象となるための要件は以下の 3 点。(i) 最低 12 カ月、直接または間接的に国内外企業の資本の最低 10%に参加している。(ii) 最低 3 人を雇用し、コロンビア国内に居住し、コロンビアで実施する CHC の投資に対して戦略的決断を行う。(iii) 優遇措置を受けるために、規則に従い国税局 (DIAN) へ申請書を提出する。

### 4. 付加価値税

付加価値税の税率は 19%、5%、0%で、資金調達法により以下の修正が加えられた。

- i. 新たな課税対象。(a) 再保険サービス (b) フランチャイズ契約 (c) 美容トリートメント (d) プログラムや機器の遠隔保守 (e) 投資運用会社が受領する手数料、政府基金の管理サービス、生命保険の付保に支払われる手数料、証券資産化に支払われる手数料。
- ii. 課税対象外 (a) 旅客輸送の公共交通用車両、および交換用の新しい旅客用車両を形成するために個別に購入されたエンジンと車体を備えるシャーシ (b) 積荷輸送のための公用または私用の車両、および総重量 10.5 トン以上の積荷を輸送する新しい車両を形成するために個別に購入されたエンジンと車体を備えるシャーシ。

海外から提供されるサービスに関しては、コロンビアペソに変換されたドルで決済できるフォームを使用して IVA 申告書を提示する。また、クレジットカードやデビットカード、プリペイドカード発行者は、海外からの電子サービスに対して源泉徴収しなければならない。

電子請求に関して DIAN は、2019 年中に電子請求書発行に関する日程や、資本財およびサービス購入、給与支払い、輸出入、海外送金、ファクタリング業務などに関する電子請求書発行の詳細な要件を設定する。

従って、POS レジスター機によって生成された同様の文書は、売上税に対する控除可能な税金に対する権利も、所得税における費用および控除に対する権利も与えないと規定されている。ただし、購入者は、経済活動が税および費用の還付、税額控除を要求する権利がある場合、請求者に売上請求書を請求することができる。

さらに、簡易税制は廃止され、総収入が 3,500 UVT (1 億 1,364 万 5,000 ペソ) を超えない個人事業者、小売業者、小規模農家および畜産農家で構成される新たな制度が作られた。

## 5. 消費税

消費税の対象にはケータリングサービスが含まれているが、フランチャイズの下で活動が行われる場合には適用できないことを明確にしており、その場合は IVA の対象となる。

同様に、2 万 6,800 UVT (9 億 1,843 万 6,000 ペソ) を超える新築および中古住宅の販売にも消費税が適用されることになった。これには、証券取引所に上場していない受託者の権利または資金の譲渡を通じて行われるものも含まれる。ただし、補助金付住宅は対象外となる。

住宅の売却については、消費税の対象となる住宅の売り主または譲渡人が責任を負うものとする。税率は、販売価格全体の 2 パーセントである。